

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

告示	ページ
○入会林野整備計画の認可 (一〇九・仙北地域振興局農林部)	1
○大規模小売店舗の変更に關し聴取した意見の概要 (一一〇・商業貿易室)	1
○都市計画の変更に及ぶ都市計画の図書の縦覧 (一一一・都市計画課)	1
○商港区、工業港区、漁港区、保安港区、マリナ港区及び修景厚生港区の区域の一部改正 (一二・港湾空港課)	1
公告	
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (地域活動支援室)	2
○県営土地改良事業の決定 (鹿角地域振興局農林部)	2
○県営土地改良事業の決定 (北秋田地域振興局農林部)	2

告 示

秋田県告示第九号
 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百六号）第十一条第一項の規定により、大仙市南外奥通入会林野整備組合の入会林野整備計画を認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
 平成十九年二月二十七日

秋田県知事 寺田典城
 一 整備計画の名称 大仙市南外奥通入会林野整備計画
 二 認可の年月日 平成十九年二月二十七日

秋田県告示第九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に關して、周

辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。
 平成十九年二月二十七日

秋田県知事 寺田典城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 フアッションモール大曲
 大仙市戸地谷字川前百九十八番外

二 大仙市長の意見

(一) 周辺住宅環境への配慮

駐車場の収容台数の増や営業時間の延長に伴い、騒音及び大気汚染防止の観点から駐車場内におけるアイドリグストップに關する対策には万全を期すること。
 (二) 車両の出入りについての配慮
 今回追加となる「出入④」は、市道仙北九号と市道仙北四十六号の丁字路に非常に近いことから、主要な出入口とならないように誘導看板や場内案内、更に誘導員の配置など交通事故を未然に防ぐ対策を講ずること。

三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要

意見書の提出なし
 四 関係書類の縦覧場所及び期間
 (一) 縦覧場所
 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
 大仙市役所 農林商工部 商工観光課

(二) 縦覧期間

平成十九年二月二十七日から同年三月二十七日まで

秋田県告示第十号

都市計画法（昭和四十三年法律第九号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該都市計画の図書を建設交通部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。
 平成十九年二月二十七日

秋田県知事 寺田典城

一 都市計画の種類及び名称

秋田都市計画臨港地区（秋田港臨港地区）の変更
 二 都市計画を変更した土地の区域

変更した部分 秋田市土崎港西一丁目的一部
 削除した部分 秋田市寺内字蛭根、八橋字下八橋、川尻町字

大川反、新屋天秤野、新屋豊町及び茨島三丁目

三 都市計画の変更年月日 平成十九年二月二十七日

秋田県告示第十二号

商港区、工業港区、漁港区、保安港区、マリナ港区及び修景厚生港区の区域（昭和五十四年秋田県告示第七百六十九号）の一部を次のように改正し、平成十九年二月二十七日から施行する。
 平成十九年二月二十七日

秋田県知事 寺田典城

表秋田港商港区の項中「土崎港新城町五六の一、五六の二、五七の一、五七の二、五八の一、五八の二、六〇の一、六〇の二、六一の一、六一の二、六三の一、六三の二、六四の一、六四の二、六五の一、六五の二、六七の一及び六七の二、土崎港上浜町一の一から一の七まで、二の一から二の三まで、四の一から四の六まで、五の一から五の四まで、六の一から六の八まで、七の一から七の七まで、八の一から八の三まで、九の一から九の四まで、一〇から一九まで、二〇の一、二〇の二及び二三から三二まで」を「土崎港西一丁目六二から六七まで、六八の一、六八の二、六九の七〇の一、七〇の二、七三から八〇まで、八一の一、八一の二、八一の七、一七〇の二、一七〇の七、一七〇の七、一七〇の八、一七〇の九、一七〇の一〇の三、二二三の七四から二二三の八二まで及び二三三の八四、」を「川尻町字大川反二三三の七四」に改め、表秋田港工業港区の項中「茨島一丁目一四の一及び一四の四地先河川敷、寺内字蛭根八五の一、八五の二、八五の七、八五の九、八五の一から八五の一四まで、八五の二七から八五の三三まで、八五の三六及び八五の三八から八五の四五まで、八橋字下八橋一九の一から一九の一の五まで、一九の一、一九の八、一九の九、一九の一〇から一九の一の三まで及び一九の一から一九の二四まで、新屋字天秤野八八、八八の一、八八の二、八八の四、八八の二から八八の三一まで、八八の三六、八八の三九、八八の四〇、八九、九二の四、九四、九五、九六の二、九六の四、九六の五及び九七の二から九七の三まで並びに九七の一〇、九七の一二、九七の二三、九七の二〇、九七の二一、九七の二三及び二〇九の五の地先河川敷九七の六、九七の一〇、九七の二から九七の一七まで、九七の二〇から九七の二三まで、一〇〇の二、一〇〇の三、一〇〇の九の一から一〇〇の九の三まで、一〇〇の九の一から一〇〇の九の三まで、一〇〇の九の三から一〇〇の九の三、一一〇の二、一一〇の三、一一〇の四から一一〇の三まで、一一一の五から一一一の九まで、一一一の一、一一一の二、一一一の二から一一一の五まで、一一二の七、一一二の一六、一一三

の一から一三の一三まで、一一四の一、一一四の二、一一五の一、一一五の二、一一六の一、一一六の三、一一七から一九まで、一一〇の一、一一〇の二、一一二、一一三、一一四の一、一一四の二、一一五の一から一一五の一七まで、一一五の一九、一一五の二三及び一一五の二五並びに新屋字上野九七の二及び九七の四」を「寺内字蛭根八五の一、八五の一七、八五の一八、八五の三一、八五の三二、八五の三七、八五の四四、八五の四五、八五の七三、八五の七九、八五の八二から八五の八五まで及び八五の八九から八五の九六まで」に改める。

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十九年二月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 申請のあった年月日

平成十九年二月八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人秋田地域情報化推進協会

三 代表者の氏名

高 松 和 雄

四 主たる事務所の所在地

秋田県秋田市寺内児桜三丁目三番一号

五 定款に記載された目的

この法人は、社会に対して、産・官・学・民の幅広い識（知識・見識・学識）を集め、意見交換ならびに情報交流の活動に関する事業を行い、地域における地域情報化及びまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、鹿角市花輪字高屋四十八番地橋場義則ほか十五人から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十九年二月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（高屋地区経

営体育成基盤整備事業）計画書の写し
 二 縦覧期間 平成十九年二月二十八日から同年三月二十八日まで
 三 縦覧場所 鹿角市役所

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、大館市東台一丁目七番地二十五戸田兼光ほか十七名から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十九年二月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（柄沢地区特定農業用管水路等特別対策事業）計画書の写し

二 縦覧期間 平成十九年二月二十八日から同年三月二十八日まで

三 縦覧場所 大館市役所

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円（税込）

印 刷 所

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話 862-8766 FAX 863-0005
 E-mail: matsubara@natsubaransu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄